

31 居宅訪問型児童発達支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
65	1111	居児発	居宅訪問型児童発達支援給付費 1.035 単位			1.035	1日につき		
65	1112	居児発・拘束減				身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算		1.030	
65	1113	居児発・未計画1				通所支援 計画が作 成されない 場合		減算が適用される月から2月目まで × 70%	725
65	1114	居児発・未計画1・拘束減							身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算
65	1115	居児発・未計画2				3月以上連続して減算の場合 × 50%			518
65	1116	居児発・未計画2・拘束減							身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算
65	1117	居児発・専門職員				専門職員が支援を行う場合 679 単位加算			1,714
65	1118	居児発・専門職員・拘束減							身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算
65	1119	居児発・専門職員・未計画1				通所支援 計画が作 成されない 場合		減算が適用される月から2月目まで × 70%	1,200
65	1120	居児発・専門職員・未計画1・拘束減							身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算
65	1121	居児発・専門職員・未計画2				3月以上連続して減算の場合 × 50%			857
65	1122	居児発・専門職員・未計画2・拘束減							身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算
65	ZZ01	令和3年9月30日までの上乗せ分(居児発)	新型コロナウイルス感染症への対応				1月につき		
65	Z001	居児発身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算			-5	1日につき		
65	6770	居児発特別地域加算	特別地域加算				1回につき		
65	6470	居児発通所施設移行支援加算	通所施設移行支援加算		500 単位加算	500	1月につき		
65	5370	居児発上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	月1回限度		
65	6621	居児発処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			1月につき		
65	6616	居児発処遇改善加算Ⅱ		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)					
65	6596	居児発処遇改善加算Ⅲ		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)					
65	6601	居児発処遇改善加算Ⅳ		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)					
65	6606	居児発処遇改善加算Ⅴ		ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)					
65	6611	居児発処遇改善特別加算		福祉・介護職員処遇改善特別加算					
65	6771	居児発特定処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算						

(児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき))

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
65	9111	居児発・責欠1	居宅訪問型児童発達支援給付費 1,035 単位	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない	減算が適用される月から4月目まで	× 70%	725	1日につき		
65	9112	居児発・責欠1・拘束減			身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	720				
65	9117	居児発・責欠2			5月以上連続して減算の場合	× 50%	518			
65	9118	居児発・責欠2・拘束減			身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算	513				
65	9123	居児発・専門職員・責欠1			専門職員が支援を行う場合 679 単位加算	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない	減算が適用される月から4月目まで		× 70%	1,200
65	9124	居児発・専門職員・責欠1・拘束減					身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算		1,195	
65	9129	居児発・専門職員・責欠2					5月以上連続して減算の場合		× 50%	857
65	9130	居児発・専門職員・責欠2・拘束減					身体拘束廃止未実施減算 5 単位減算		852	